

Do-Re

北海道立図書館レファレンス通信

No.42(通巻 46 号)

平成 23 年 5 月 27 日発行

【目 次】

- 特集 法情報コンシェルジュ養成講座実況報告…………… 1
平成23年1月26・27日 会場：札幌市中央図書館講堂
- こんなのあります -いちおしレファレンス・ブッカー 【32】 …… 6
JISハンドブック2011
- 市町村のみなさんからの発信 【31】 …… 7
「視聴覚資料とレファレンス」
札幌市中央図書館 相澤聡也さん、三上松美さん、坪田周子 さん
- Librarian's Box(しよぼこ) 【27】 …… 9
有料データベース 法情報「LexisNexis」、科学技術情報「J-DREAM
- 課員のつぶやき -日々の業務からの短信- 【29】 …… 11
子ども向け図書館ツアー
- レファレンスサービスに関する雑誌記事紹介 (2010年12月~2011年4月分) …… 12
- News …… 14
 - 1 書庫ツアー開催 (2/2)
 - 2 道民カレッジ連携講座 (前期分) の開講申請 (2月)
 - 3 東日本大震災関連 (3/11)
 - 4 こどもの読書週間に書庫ツアーを開催 (5/5)
- 編集後記 …… 15



北海道立図書館

HOKKAIDO PREFECTURAL LIBRARY

法情報コンシェルジュ養成講座実況報告

開催日：平成23年1月26・27日 会場：札幌市中央図書館講堂

ローライブラリアン研究会の岩隈道洋杏林大学准教授に、2日間にわたり講義をいただきました。受講者アンケートでは「基礎がわかった」、「おもしろかった」、「また受講したい」といった感想が多数寄せられました。講座の様子を紙面にそのままお伝えするのはなかなか難しいことですが、ポイントをいくつか御紹介します。

1 法情報コンシェルジュとは

公立図書館において、法律や裁判に関する相談は、人生相談、医療相談、美術品の鑑定などとともにレファレンスの対象外として扱ってきました。しかし、相談への対応は当然できませんが、住民の課題解決のため、法情報や健康・医療情報などを提供することは、地域の情報拠点としての公立図書館の使命です。

弁護士の仕事は、依頼者の主張を法の限界内で最大限主張すること（＝強い党派性がある）で、その専門性に相応しい報酬を要求します。一方、法情報コンシェルジュは、情報提供が業務の中核であり、党派性とは無縁です（無縁でなければなりません）。

法に関する問題の中には、たった一言アドバイスがあれば解決するケースもあり、その一言を弁護士等の専門家に聞かずとも、本などから知り得ればそれでよいということもあります。公立図書館が法情報を正しく提供することは、住民にとって、いざというとき図書館に行って調べてみるという選択肢が増えることとも言えるでしょう。

2 法情報の存在形式

法律学でいう「一次資料」、「二次資料」は、図書館資料を指すときと意味が違います。

一次資料	法令	「法（源）そのもの」を文書化したもの （ルールそのものが書いてある）
	判例	
二次資料	雑誌・紀要論文	「法について」誰か（学者・法曹など）が説明を施した文献 （論文・判例評釈・コンメンタール・雑誌記事等）
	法律の教科書	
	法学の論文集・体系	

3 成文法＝法令の形式・・・どこまでが法令か？どのように公布・掲載されるのか？

憲法	
法律 条約	
議院規則・裁判所規則	
条例	
命令	政令（内閣が制定、閣議で決定）
	府省令（府令：内閣府が発する、省令：各省の大臣が発する）
規則	（行政機関でも省庁ではないものが決める）
厳密には法ではない。 直接国民を拘束するものではない。	訓令（行政機関の上から下へ発する）
	通達（訓令と差はない。法律等の解釈・指示等。税の計算式等）
	告示（国民向けの解釈等）

公布・掲載	原本系	官報	○官報への掲載をもって「公布」とされる。 ○新しい法律は全文掲載、改正法律は改正部分のみ掲載	○編年体式編纂資料のため、検索性に難あり。
		法令全書	○国が発行する編年体法令集	
	六法系	各種六法	○官報では改正法律の全貌を知ることができない。民間出版社が「織り込み」「溶かし込み」ともいう)により全文を読めるように編纂。 ○web上では総務省法令データ提供システムや各種法令DB(有料)が提供されている。	

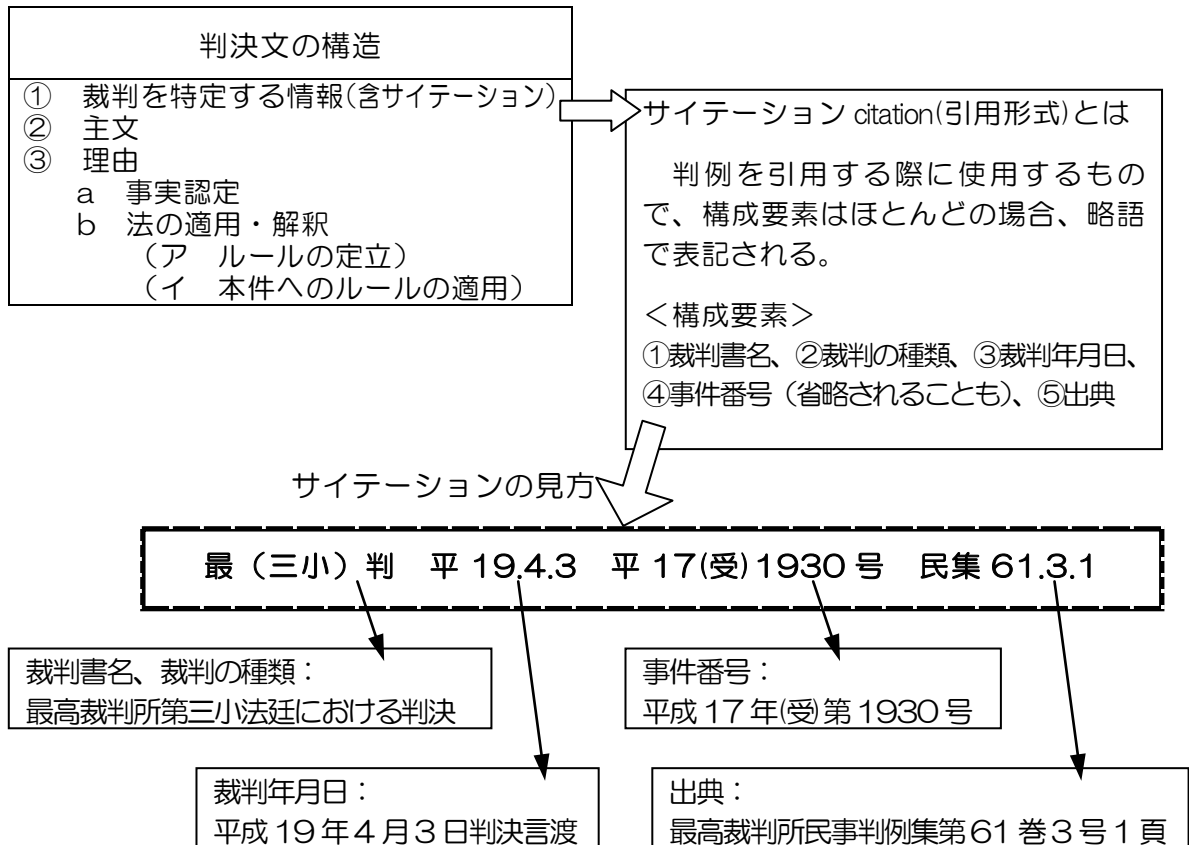
4 判例とは何か？

一般的には、過去に下された裁判所の判断のうち、先例として価値があるものを判例と呼びます。

判例	ある法的争点について、初めて裁判所の判断が示された場合	→ ルールとして新しいことが書いてある。
	裁判所が、今までと異なった判断を示した場合	→ 前例踏襲の流れが変わる。

法令の条文の読み方が一義的でなかったり、事例が複雑で法令が答えを出し切れていないようなとき、判例が法令の読み方を方向づけたり、事実上その分野の新ルールを提唱する結果となることがあります。このように、法令からは当然読みとれないルールを宣言した判例は、「判例法」と呼ばれます。(=「条文が語らないストーリーを語る」)

5 判例の読み解き方



むずかしそうな判決文、どう読み解く？	
①「事実認定」部分と、「法の適用・解釈」部分を切り分けて読めば、理解しやすくなる。	②ダイジェスト（判例評釈（「判例百選」等）や判例六法）で要点をつかむ。
誌上演習	実際の判決文をインターネットから入手して、 ①構造（サイテーション、主文、理由）を確認しておきましょう。 ②「事実認定」部分と、「法の適用・解釈」部分に分けてみましょう。
②の回答はp.4にあります。	【題材】 最（三小）判 平 19.4.3 平 17(受)1930 号 事件名：解約清算金請求事件 【入手方法】 「裁判所」サイト http://www.courts.go.jp/ > 裁判例情報検索フォームに事件番号を入力するだけでヒットします。

判例を読む上で知っておきたい知識

最も代表的な判例集 (略称)	最高裁判所民事判例集（民集）	最高裁判所刑事判例集（刑集）
	行政事件裁判例集（行裁例集）	
	判例時報（判時）	判例タイムズ（判タ）
第一審	事実審	素直に読むことができる。
上訴審（控訴審・上告審）	法律審	原審（第一審、第二審）判決文の参照が必要。

⑥ 二次資料・・・どんな種類があるのか？何を備えるといいのか？

公立図書館の利用者にとって、実際に使い勝手が良いのは二次資料でしょう。

二次資料には専門論文集や実務雑誌のような高度なものもあれば、「トンデモ法律集」のような娯楽本に近いものまであります。

公立図書館において選書する場合、身近な（相談頻度の多い）法律問題をトピックとして書かれた一般読者向け法律入門書をまず揃えて更新していくことから始め、より専門性の高いニーズについては、道立図書館や大学図書館に照会していくのが良いでしょう。

○：市町村の図書館で揃えるとよいもの

	区分	特徴	
	論文集	実務的	
	判決評釈		
○	体系書／教科書類		
○	実務書式、手続マニュアル		
○	一般向け法律書（教養系）		
○	一般向け法律書（トラブル対応系）	利用者自身が納得し、自分の状況がわかるのであれば、役割を果たせる。ただし、「わかりやすい」などと銘打った本には嘘に近いものも。	質が良くなってきているので、内容吟味の上、備える。

7 Q & A・・・日頃の疑問にお答えします。

Q	六法全書などの年度版の買い換え時期は？
A	<p>六法全書は毎年発行されており、当然のことですが、最新版が配架されていることが重要です。</p> <p>毎年購入できないときは、その図書館の実情に沿って購入するしかありません。インターネットにおいて電子政府「法令データ提供システム」が開設されていますので、活用してはいかがでしょうか。</p>

Q	事件番号の（ワ）とか（ネ）は何ですか？
A	<p>事件の種類で、各事件（民事・刑事・行政・家庭・法廷等の秩序維持に関する法律違反など）記録符号規程に基づき付されます。</p> <p>「ワ」は地方裁判所及び高等裁判所における通常訴訟事件（民事）を示します。前述の誌上演習で題材にした「解約清算金請求事件」の「受」は最高裁判所における上告受理事件（民事）を示します。</p> <p>符号詳細表は、裁判所のサイトの他、インターネット上の多数のサイトでみることができます。</p>

Q	判例を検索できるデータベースにはどんなものがありますか？
A	<p>無料のものでは裁判所のサイトがあります。</p> <p>有料のものでは、「D1-Law.com（第一法規）」、「LEX/DBインターネット（TKC）」、「LexisNexis（レクシスネクシス）」、「Westlaw（新日本法規）」などがあります。</p> <p>北海道立図書館では、平成23年度から「LexisNexis Japan」を導入しています。</p>

Q	判例百選とは？
A	<p>判例百選（シリーズ）は、雑誌「ジュリスト」200号記念号（1960年）から始まり、1965年からは「ジュリスト別冊」として発行されている判例評釈です。</p> <p>「刑法判例百選」、「保険法判例百選」等、法律の分野名を冠したタイトルで発行されています。新判決の増加等に応じて、分野ごとに版を重ねており、例えば「民法判例百選」は[第1版]（1974年）から始まり、最新版は第6版（2009年）となっています。</p> <p>判例評釈を掲載する雑誌は他にも多数あります。詳細は、「リーガル・リサーチ」326ページの「法律雑誌別冊・増刊一覧表」を参考にしてください。</p>

誌上演習の回答	
「理由」の項番3までが事実認定にあたる部分で、項番4以降は法の適用・解釈にあたります。	

8 報告の結び

アンケートを見ていると、本講座で法情報を基礎から体系的に学ぶことで、苦手意識が弱まり、積極的にレファレンスに取り組んだり、選書をしていこうという方が増えたのではないかと思います。

しかし、法コンシェルジュへの道は始まったばかりです。基礎が理解できたことにより、これまで敬遠していた参考書なども難しく感じなくなっているはず。復習を兼ねて、わずか2日間の研修では講師が語り尽くせなかったことを参考書で調べていくと、よりスキルを磨いていけるのではないかと思います。

また、アンケートによると本講座を難しいと感じた方も少なからずいらっしゃいましたが、参考書を併用して復習していけば、研修中にわからなかったことも理解できるのではないかと期待します。

ローライブラリアン研究会ではブログを立ち上げており、当日の様子や他会場での報告が記載されています。道内初の公立図書館職員向けの法情報研修を実施していただいたローライブラリアン研究会に深く感謝の意を表しつつ御紹介します。

「ローライブラリアン研究会ブログ」<http://ameblo.jp/lawlibrarian/>

本稿は、法情報コンシェルジュ養成講座において使用された資料、岩隈講師の説明及び次の資料を参考にしました。

『リーガル・リサーチ』 第3版 いしかわまりこ、藤井康子、村井のり子著 日本評論社 2008

『法情報学の世界』 指宿信著 第一法規 2010

『法情報サービスと図書館の役割』 指宿信編 勉誠出版 2009

法情報コンシェルジュ養成講座開催要項（抜粋）

1 趣旨

生活上のトラブルを解決するために必要な情報として、図書館利用者の法情報に関するニーズは、潜在的に高いと考えられています。本講座では、法律分野について、その主題情報の特性を学び、さらに利用者に役立つ法情報提供のスキルについても考えてみたいと思います。本講座は、6年前からこの分野で活動が続けてきたローライブラリアン研究会が、図書館振興財団の助成を受けて開催するものです。

2 主催

ローライブラリアン研究会

3 協力機関

北海道立図書館、札幌市中央図書館

4 期日

平成23年1月26日（水）～27日（木）

5 会場

札幌市中央図書館 3階講堂
〒064-8516 札幌市中央区南22条西13丁目1番1号

6 出席者

公立図書館、公民館、大学図書館、短期大学図書館、専門図書館の職員等

昨年末に国から地域活性化交付金（住民生活に光をそそぐ交付金）が措置されたことは皆さんも記憶に新しいと思います。片山総務大臣が記者会見でこの交付金の活用方法の1つとして「図書館」という言葉を出したときには、よく言ってくれたと図書館員は思ったのではないのでしょうか。

当館でもこの交付金を活用して参考図書や児童書を始め、様々な資料整備を進めていますが、今回その中から紹介するのは『JISハンドブック』です。当館では、1993年版以降ほとんど購入していませんでしたが、2011年版を揃えることになりました。

規格とは、産業・技術・科学等の分野で、関係者の合意のもとに制定された取り決めのことです。鋳工業品について定める「JIS」、食料品や木材などについて定める「JAS」、電気分野を除く工業分野の国際的基準を定める「ISO」などがあります。例えば、本に割り振る「国際標準図書番号（ISBN）」は、JISでは“X 0305：1999”、ISOでは“2108：1992”というように定められています。『JISハンドブック』では、このような規格の中身を読むことができます。

JIS規格は、まず規格ごとに『規格票』という形で発行されます。この規格票を分野ごとに、まとめたのが『JISハンドブック』です。JISハンドブックは、「総目録」と本文が掲載されている分野別のおよそ90冊で構成されています。

どの巻に掲載されているかは「総目録」から探しますが、“分類番号”と“規格名称の50音”から調べることができます。規格に関する質問は、あらかじめ決まったものを作るために調べる場合は分類番号を知っていることが多いので、“分類番号”から調べます。また、自分で新しく製品を作りたいときは“規格名称の50音”から調査します。また、国際規格であるISO・IECと対応している場合は、それぞれの番号から対応するJISを調べることができます。

探している規格が見つかったら、掲載されている巻にあたります。『規格票』をまとめたものと説明しましたが、このハンドブックにすべてが掲載されているわけではありません。『規格票』では、“まえがき”や“解説”が掲載されていますが、このハンドブックでは原則省略されています。内容を知るためには大変参考になりますが、“解説”などより詳細なことを調べたい場合は、『規格票』を見る必要があります。

この『JISハンドブック』は編集段階での最新のものが掲載されています。廃止されたものや改訂前のものについては掲載されていないので、古いものが見たい場合は、その規格の廃止・改定した年を調べて、その当時に出されたものを見ることになります（国立国会図書館では、古いハンドブックはもちろん、『規格票』も所蔵しています）。

ハンドブック以外の方法でJIS規格を見るには、JISC（日本工業標準調査会）のホームページ(<http://www.jisc.go.jp/>)があります。印刷をすることはできませんが、ハンドブック同様、本文を閲覧することができます。

JIS規格の質問が来た場合は、ぜひご活用ください。

市町村のみなさんからの発信 【31】

「視聴覚資料とレファレンス」

札幌市中央図書館 相澤聡也さん
三上松美さん
坪田周子さん

札幌市中央図書館では道内の公共図書館の中では(恐らく?)最多の視聴覚資料を所蔵しております。今回はこの場をお借りして、視聴覚資料について少しお話をしてみようと思います。

札幌市中央図書館では、視聴覚資料としてCD、DVDの他にビデオ、レーザーディスク、カセットテープを所蔵しています。当館が現在の場所に移転したのが平成3年(1991年)のこと。その数約3,000点が今では約20,000点にまで拡大しました。

ここ数年の改善では、まず札幌市内にある41の図書館・図書室のどこにでも貸出・返却ができるようにしました。特に地下鉄大通駅に直結した大通カウンターは市民が立ち寄りやすい場所でもあり、とても便利になったと言えます。

また、視聴覚資料のデータを1点1点修正し、利用者からの様々な照会や検索に対応できるようにするという事業も行いました。他には、従来のキーワード検索(何かしらキーワードを入れて検索する)に加え、「交響曲」や

「オペラ」、「文学」等の分野(ジャンル)から検索をすることも可能になりました。

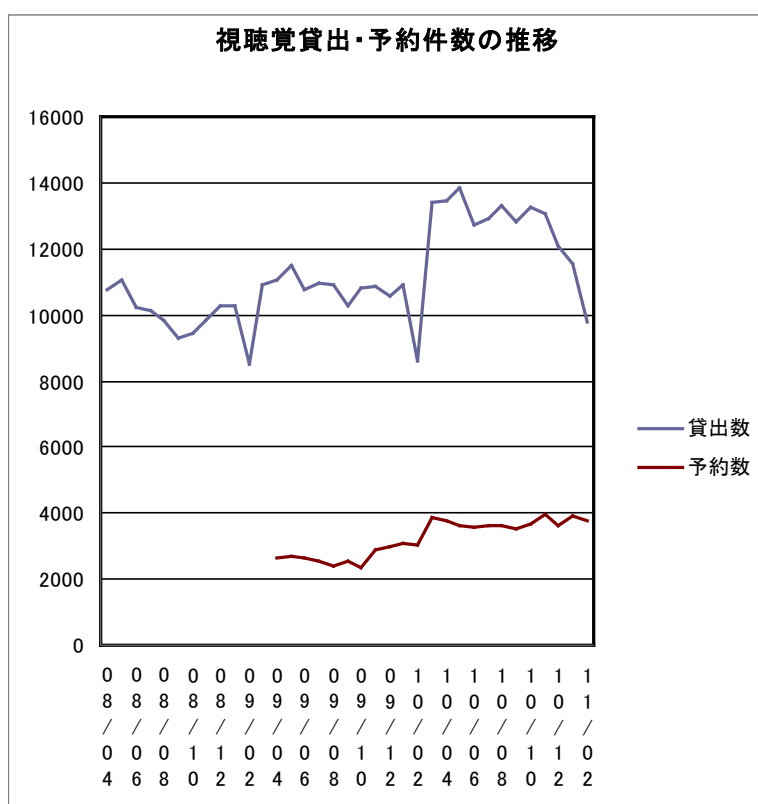
これら諸々の改善が功を奏したのは平成22年(2010年)3月のこと。それまで平均して約1万点/月の貸出数・予約数が、突如3割増になったのです。当然、忙しさも3割増。この数字を維持したまま2010年は過ぎて行きました。

<おっ、同じ曲がこんなに……!>

さて、視聴覚資料を所蔵していると、図書とは違ったレファレンスもちらほらやってきます。

例えば「〇〇が作曲した●●を△△が演奏しているCDはありますか」という所蔵調査。図書で言うと「〇〇が書いた●●という本はありますか」という質問に似ています。普通は人名・曲名を入れて検索すると結果が出るので、一見単純そうに見えます。

しかし…例えばスカルラッチェというイタリア出身の作曲家がいますが、「スカル



ラッティが作曲したソナタを…」となると、たちまち話は変わります。というのも、スカルラッティのソナタはなんと 555 曲(!)もあるからです。

一つの作品を色々な人が作曲・演奏していたり(ゲーテの「のぼら」の詩に作曲した人は 100 人以上!)、同じ名前の作品を同じ人がたくさん作ったりしている点が、視聴覚と図書とでは大きく違う部分かなと思います。

先のスカルラッティの話に戻ると、そこから先は「作品番号はお分かりになりますか?」という流れになるのが一般的かと思います。

作品番号とはその名前の通り「作品(音楽作品)」についている「番号」になります。一般的には「Op(オーパス)」という記号にアラビア数字がくっついて「Op3」などと書かれています。また作曲家の中には「Op」ではなく、独自の作品番号を持つ作曲家もいます。例えばシューベルトの「D(ドイッチュ)」やモーツァルトの「K(ケッヘル)」などは書誌を作成していく中で比較的多く目にします。モーツァルトの有名な「アイネ・クライネ・ナハトムジーク」は「K. 525」という作品番号になります。先のスカルラッティも「K(カークパトリック)」という作品番号を持っているので、それがわからないと、555 曲のソナタのうちどのソナタを探しているのか同定できないのです。

だんだんややこしくなってきたので、このくらいにし、話の最後に実際にあった一問を…

一枚の紙を手「このCDはありますか?」と利用者。見てみるとそれは楽譜…。使えそうな情報は楽譜に書かれてある「Sonate」「C#」「minor」と、手書きされたと思われる「Hob.XIV」「pf」という文字だけ…。音楽をやっている人なら知識で答えられるかもしれませんが、知識による回答ではなく、資料やツールを用いて再現性のある回答プロセスを重視するのがレファレンス。



果たしてこのCDはあるのでしょうか…回答までの道のりは意外に遠く…。

うちはCDを所蔵していないから…と及び腰にならず、レファレンスを担当している図書館の皆さん、是非挑戦してみてください。(回答は本号編集後記をご覧ください)

Librarian's Box (ししょぼこ) 【27】

有料データベース ～法情報「LexisNexis」、科学技術情報「J-DREAMⅡ」～

「レファレンスサービス」。一般の利用者の方には馴染みの少ない言葉かもしれませんが、図書館にある数多くの資料の中から必要な本や記述を探し出すお手伝いを指すこのサービスは、100年以上の公共図書館の歴史の当初からあった最もポピュラーな図書館サービスの一つです。

時代が変わり現代の図書館では、提供される“情報”も、本だけでなく、雑誌や電子媒体であるCD-ROM、そしてインターネットへと拡がりを見せてきています。

当館では、民間のデータベース会社や試験研究機関と契約してさまざまな文献や情報を探し出すツールとして「有料データベース」を積極的に活用しています。

今回は、当館にこの春から導入された2種類を含む7種類の「有料データベース」をご紹介します。

◆ 新聞記事の情報

日経テレコン 21 (運営・日本経済新聞デジタルメディア社)

新聞記事をその日の内に検索できるのがデータベースの強みです。当館では主に新聞記事の検索に利用しています。収録されている新聞は、北海道新聞(「全道版」(1988.7～)、地方版(1993.9～)のほか、日経3紙、読売新聞(1986.9～)、朝日新聞(1985.1～)、毎日新聞(1987.1～)などがあり、全国の主要地方紙 41 紙のほか業界紙なども多数収録されています。

◆ 一般雑誌記事の情報

MAGAZINE PLUS (運営・日外アソシエーツ社)

国立国会図書館の雑誌記事索引(1946～)に加えて、書店で入手できる商業系雑誌資料(一般的な週刊誌・月刊誌・総合誌)の記事情報(1981～)を記事内容から一括して探ることができるデータベースです。3月末現在で1千万件以上の記事情報が収められています。国会図書館への複製申込に必要な記事タイトルやページ数の確認にも利用しています。



◆ 学術雑誌記事・論文の情報

CiNii (サイニー) NII 論文情報ナビゲータ
(運営・国立情報学研究所)

学協会雑誌や大学紀要など1万8千誌、1千万以上の学術論文の情報を検索することができます。大学や試験研究機関の学術系において利用されてきた国内最大規模のデータベースです。

一部の雑誌では、画面上にPDF形式で本文を表示させて確認することもできます。



◆ 官報に掲載される情報
官報情報検索サービス（運営・財務省印刷局）

官報には法律政令条約等の公布から行旅死亡人(身元不明の行き倒れ人の情報)まで多様な公告情報が掲載されます。昭和 22 年の憲法施行日以降、当日発行分も含めて記事情報を検索することができます。本文の閲覧は当館収蔵の本紙の方を利用します。

◆ 農業関係情報
ルーラル電子図書館（運営・農山漁村文化協会）

『食品加工総覧データベース』、『日本の食生活全集』、『食農教育』、農業高校の教科書と同内容の『農学基礎セミナー』などの農業や食に関するコンテンツを豊富に収録しています。検索した記事は全文をそのままコンピュータ画面で見ることができるのも特長です。

◆ 医学・科学技術情報の検索
JDream II 科学技術文献情報データベース
（運営・独立行政法人 科学技術振興機構）

科学技術系の文献調査に特に優れ、試験研究機関から技術開発を行う民間企業まで幅広く利用されているデータベースです。収録文献は 5,500 万件以上にも上り、企業技報から医学・薬学関係まで、国内外の文献情報を検索することができます。

また、専門用語をシソーラスで管理していることも特長で、検索時に問題となる類義語句違いによる検索漏れが少なくなる工夫も施されています。

平成 23 年度から導入



◆ 判例・判例解説等法の情報
日本法総合データベース LexisNexis
（運営・レクシスネクシス・ジャパン）

判例と判例解説を探し出すのに便利なデータベースです。

収録判例は、昭和 23 年以降に発行された公式判例集・商業判例雑誌に掲載された 24 万件（昨年 8 月現在）。判例解説は、主要法律 4 誌（判例タイムズ、旬刊金融法務事情、金融・商事判例、労働判例）から全文をテキスト形式で収録しており、創刊号より累計 4 万 7 千件を検索することができます。

平成 23 年度から導入



課員のつぶやき 一日々の業務からの短信—【29】

子ども向け図書館ツアー

当館では年4回、書庫ツアーを開催していますが、5月5日のこどもの日には毎年特別編の子ども向け図書館ツアーを企画しています。今年もこどもの読書週間の事業の一つとして、「すすめ！図書館ボウケン団」と題して開催しました。

一般向けの書庫ツアーは主に書庫内を案内して資料をご覧くださいますが、子ども向けの場合は書庫を案内する他にも工夫を凝らしてきました。一般向けツアーでは入らない館長室へ入り、希望する子どもたちに館長の椅子に座る体験をしてもらう、事務室に入り仕事を紹介する等です。

それらの中でも特に準備に力を入れて、参加者にも好評なのが「本探しゲーム」と呼んでいるイベントです。

これは、子どもたちに図書館での本の探し方を覚えてもらおうと考えたもので、まず最初に集まった研修室で、簡単に図書館の本の並び方や、これから行うゲームについて説明を行います。

その後にクジを引いてもらい、探す本のヒントの入った封筒を渡すのですが、その封筒の中には利用者用検索機で出力する「資料利用票」に少し手を加えたものを入れておきます。上下を半分にギザギザに切り、それを組み合わせることによって探す本が分かるようにしたこともありますし、今回は請求記号の一部を消して、同封した別のヒントの紙と組み合わせることによって分かるようにしました。

当館の子ども向け図書館ツアーでは小学校入学前後の小さな子どもの参加が多いので、分かりやすいよう工夫しています。少し年上の子どもは一人で探すこともありますが、小さな子どもは一緒に来た保護者と一緒に探すことが多いようです。

通常では自由に閲覧できない児童書書庫を開放して、その中で目的の本を探してもらうのですが、小さな子どもでも探しやすいよう、利用する本は低い位置の棚から選んでいます。また、日本の児童文学「J913」の本は同一の請求記号が多くなり探すのに時間がかかるので外しました。

探す本の中には目印として、光沢のある折り紙で作った封筒を挟んで、中に図書館特製のしおり等を入れておきプレゼントすることにしています。

このイベントに参加した当初は何をするか分からなくても、本探しゲームや図書館の中を冒険するというツアーが進むにつれて興味が湧いてくる子どももいて、アンケートでは「楽しかった」「来年も参加したい」等の感想が多く寄せられました。

いつもとはちょっと違う図書館の見せ方を工夫することによって、子どもたちに興味を持って知ってもらうことができたのではないかと思います。



研修室でツアーの説明



第2書庫で誕生日の新聞を閲覧

レファレンス・サービスに関する雑誌記事紹介

(2010年12月～2011年4月分)

※ 論題(記事名)、著者、雑誌名、出版者/編者 巻号、発行年月、掲載ページの順に記載
(参考:国立国会図書館NDL-OPAC 雑誌記事索引。 MAGAZINE PLUS)

(*)……電子版を発行所のホームページで見ることができます。

- 1 チャートで考えるレファレンスツールの活用(ステップ 32)日本文学に関する事実を調べる
大串夏身 『あうる Owl』 図書館の学校 98 2010・11.12・1 p52～56
- 2 レファレンス記事索引 708～719号(2010年1～12月)『レファレンス(*)』国立国会
図書館調査及び立法考査局 60(12) 2010.12 p中扉1p,巻末1～4
- 3 走れ! 収集ロボット—インターネット資料収集のしくみ『国立国会図書館月報(*)』国立国会
図書館,日本図書館協会 597 2010.12 p11～17
- 4 失われていくインターネット上の参照文献—図書館情報学分野の雑誌論文に参照されたイン
ターネット文献の入手可能性の分析調査 藤田節子 『情報管理』 科学技術振興機構 53(9)
2010.12 p492～503
- 5 音楽資料に関する OPAC 検索機能要件—レファレンス記録の分析を通じて 金井喜一郎 『日
本図書館情報学会誌』紀伊国屋書店,日本図書館情報学会 56(4) 2010.12 p190～208
- 6 ハイブリッドな情報環境における情報探索行動の分析(特集 情報の信頼性) 寺井仁 『情報の科
学と技術』情報科学技術協会 61(1) 2011 p15～21
- 7 鳥取県立図書館における医療・健康情報サービス提供のためのスキルアップ講座—実施のねら
いと参加者の評価(特集 医療・健康情報を市民へ) 野沢敦 『図書館雑誌』日本図書館協会
105(1) 2011.1 p28
- 8 れふあれんす三題断(その176) 岩手県立図書館の巻 レファレンスは指定管理者の仕事 小林
是綱,坂巻理恵,安倍和恵(他) 『図書館雑誌』日本図書館協会 105(1) 2011.1 p40～41
- 9 雑誌をめぐる座談会 探して、見つけて、また探す(特集 雑誌探訪) 栗原裕一郎,柴野京子,南陀
楼綾繁(他) 『国立国会図書館月報(*)』国立国会図書館,日本図書館協会 599 2011.2 p5～13
- 10 公共図書館デジタルレファレンスサービスの正答率調査—対面式及びQ&A サイトとの比較
を通じて 辻慶太;党春菜;原淳之 『図書館界』日本図書館研究会 62(5) 2011.1 p348～363
- 11 図問研のページ 非正規職員のための交流のページ 神奈川県図書館スタッフのための研修会
第1回「?!レファレンス基本のき♪」報告 つださほ 『みんなの図書館』教育史料出版会,
図書館問題研究会 405 2011.1 p61～64

- 12 【東洋経済】PART 2 読書領域を広げる楽しみ方-図書館を使い倒せ(特集 頼れる! 読書術) 『週刊東洋経済』 東洋経済新報社 6304 2011.1.22 p48~52
- 13 【東洋経済】PART 2 読書領域を広げる楽しみ方-日本でただ1冊の希少本を探せ 中古本最前線(特集 頼れる! 読書術) 『週刊東洋経済』 東洋経済新報社 6304 2011.1.22 p54~56
- 14 れふあれんす三題噺 (その177) 愛知県産業労働センター あいち労働総合支援フロア 労働関係情報コーナーの巻 利用者に期待されるレファレンス 大矢耕誌 『図書館雑誌』 日本図書館協会 105(2) 2011.2 p98~99
- 15 調べる三姉妹 (第3回) 私の家 高田高史 『あうる(owl)』 図書館の学校 99 2011.2・3 p54~57
- 16 れふあれんす三題噺 (その178) 群馬県・大泉町立図書館の巻 外国人へのレファレンスの取り組み 石関伸一 『図書館雑誌』 日本図書館協会 105(3) 2011.3 p162~163
- 17 レファレンスツール紹介(22)現代中国のライフスタイルについて調べる-流行、意識の観点から 『アジア情報室通報(*)』 国立国会図書館 9(1) 2011.3 p18~19
- 18 業務分析 インターネット時代のレファレンス-神奈川県立図書館レファレンス調査の分析を中心に 芳賀こずえ 『神奈川県立図書館紀要』 神奈川県立図書館 9 2011.3 p99~122
- 19 国立国会図書館のデジタルアーカイブの展開 (特集 2010年度図書館学セミナー 読書・情報メディアの多様化と図書館サービス) 中井万知子 『図書館界』 日本図書館研究会 62(6) 2011.3 p419~423
- 20 [日本図書館研究会]愛知研究例会報告 第184回 公立図書館のレファレンスの現場から (Part 2) 『図書館界』 日本図書館研究会 62(6) 2011.3 p461~463
- 21 チャートで考えるレファレンスツールの活用 (ステップ 33) 江戸東京 大串夏身 『あうる Owl』 図書館の学校 100 2011.4・5 p44~47
- 22 国立国会図書館が提供する新しい検索サービス「国立国会図書館サーチ」(NDL Search) (特集 ICT 技術と図書館システム環境の変化) 小澤弘太 『図書館雑誌』 日本図書館協会 105(4) 2011.4 p203~205
- 23 れふあれんす三題噺 (その179) (社)土木学会附属土木図書館の巻 レファレンスは連鎖する-結節点としての図書館司書 坂本真至 『図書館雑誌』 日本図書館協会 105(4) 2011.4 p228~229
- 24 「レファ協」で拓くレファレンスサービスの新たな地平 堤恵, 佐藤久美子, 牧野めぐみ 『情報の科学と技術』 情報科学技術協会 61(5) 2011.5 p.187~193
- 25 調べる三姉妹 (第4回) 徳島の橋 高田高史 『あうる(owl)』 図書館の学校 100 2011.4・5 p.48~51

NEWS

1 書庫ツアー開催 (2/2)

昨年に引き続き今年度も冬季間の書庫ツアーを厳冬期の2月2日(水)に開催しました。当日は、事前申し込みのあった23名の参加者により、2班体制で書庫を案内するという盛況ぶりでした。参加者は書庫の大きさや、永年保存により大切に保存されている資料に感心した様子でした。当館では、平成23年度も4回の書庫ツアーを、5月、8月、11月、来年2月の各第1木曜日に開催する予定です。

2 道民カレッジ連携講座(前期分)の開講申請(2月)

平成23年度の前期(4月~9月)分を開催する利用者向け講座を道民カレッジ連携講座として開講するため、道民カレッジ(高橋はるみ学長)あて申請を行いました。平成23年度前期は、「暮らしに役立つ図書館活用術」基礎編、応用編を各1回、「わかりやすい健康に関する情報講座」、「北方資料の世界へようこそ」の4本を開催する予定です。詳しくは、「道民カレッジ連携講座一覧」(ガイドブック)をご覧ください。

道民カレッジ事務局 <http://manabi.pref.hokkaido.jp/hsgk/college/index.html>

3 東日本大震災関連(3/11)

3月11日(金)、東北・北関東沿岸を震源とする巨大地震とそれに伴い発生した大津波により、太平洋沿岸各地に甚大な被害がもたらされました。

北海道内の図書館では直接の目立った被害は無かったものの、当館では青函海底ケーブルの断線によるインターネット回線の不通とこれによるインターネット系のサービス停止が発生しました。また、同様に電話回線が一時不通になるなどの障害が発生しました。電話回線は12日(土)、ホームページは13日(日)午前中までに復旧しました。

さらに、東北、関東周辺の公立図書館で多大な被害が発生したため、所蔵館調査の紹介先や相互貸借の相手先を被災地以外の図書館に切り替えるなどの対応を行いました。(計画停電によるNII(国立情報学研究所)が運営するWebcatやCiniiなどのオンラインサービスにも影響がありました。)

4 こどもの読書週間に書庫ツアーを開催(5/5)

ゴールデンウィークの最後を飾るこどもの日に合わせて、子ども向けの図書館ツアー『すすめ!図書館ボウケン団』を今年も開催しました。当日は当館周辺の5つの道立施設(北海道立図書館、北海道開拓記念館、開拓の村、自然ふれあい交流館、北海道立埋蔵文化財センター)が連携して実施しているスタンプラリー「あつまれ!森林公園スタンプラリー2011」の参加者も含め、18名の親子連れがツアーに参加しました。

(詳細は、今号11pからの「課員のつぶやき 一日々の業務からの短信」をご覧ください)

編集後記

- ◆ 今回は JIS 規格について話をしました。前回に引き続き国立国会図書館の「科学技術情報研修」で学んだことの一部です。本当は NDL-OPAC での検索の仕方なども入れたかったのですが、それをすると大変なページ数になりそうですので、今回はハンドブックのみということにしました。この研修の資料については、国立国会図書館のホームページに公開されましたので、興味のある方はこちらをご覧ください。<http://www.ndl.go.jp/jp/library/training/fy2010/index.html> (on)
- ◆ 子ども向け図書館ツアーは、興味を持ってもらえるよう工夫を毎回考えるのが大変ですが、子どもたちの喜ぶ姿を見るとその努力も報われます。来年はどのようなツアーが開催されるのでしょうか？(T)
- ◆ レファレンスサービス。図書館では一般的には、参考調査や“相談”と説明されています。利用者の方にはさらに耳慣れない言葉ですが、100年以上も昔にアメリカで生まれたこの用語は、図書館に蓄えられている豊富な資料を後ろ盾とし、利用される方が必要とする資料を探し出して提供する、または探し出す手伝いをするという図書館の最も基本的な機能を表したものです。本家の方では情報化の進展に伴ってレファレンスサービスも“インフォメーションサービス”という語に置き換わるところができてきているようですが、「へ」はこの用語の方が好きです。(へ)
- ◆ 法情報コンシェルジュ養成講座の内容を早く本誌に掲載しなければと思っておりましたが、このたびやっと報告することができました。職場内研修と本誌の準備のために2回復習し、参考文献をひもつく中で理解が深まっていくのを実感できたのは役得でした。わからないことやあやふやなこともまだまだありますが、法情報はおもしろい！ということをお伝えしていきたいです。(Y)

回答例 (p.7~8 「市町村のみなさんからの発信」から)

いきなり楽譜を探す…という手もなくは無いですが、やはり参考図書を利用しましょう。

「Sonate」はあまり役に立たないので、「Hob X IV」「C#」「minor」などを、音楽関係の事典から探すと、なんとなく見えてきます。一例ですが、「ラルース世界音楽事典」(平凡社/1989)の索引から「Hob」をひくと、これはハイドンの作品につけられた作品番号ということがわかります。また「C#」は「嬰ハ」、「minor」は「短調」というところまでたどり着けるはずですよ。

ただ Hob の X IV を見てみると、チェンバロ協奏曲などの番号で、どうも「pf」(ピアノの意)や「Sonate」(ソナタの意)とは異なります。粘り強く同事典を眺めていくと、作品番号「X VI」のところに、(ピアノ)ソナタが！

ここで利用者が X IV と X VI を書き間違えた気づいてください。利用者の情報すべてが正しいとは限りませんし、IV と VI などとはとても紛らわしいですよ。

ここまで分かればあとは正解に辿りつけます。ハイドンの(ピアノ)ソナタ(Hob X VI)は更に50種類くらいあるのですが、そのうち「嬰ハ短調」は36番の1つしかないからです。最後は自館OPACでの検索で資料提供という流れでめでたしめでたしでした。



Do-Re(どうれ)の由縁

“どうりつとしょかんレファレンス”の
略から名付けました。
しかしながら
“どれどれレファレンス”からとの説もあります。

THE REFERENCE NEWSLETTER OF HOKKAIDO PREFECTURAL LIBRARY

Do-Re

北海道立図書館レファレンス通信 No.42(通巻46号)

発行年月日 平成23年 5月 27日
編集 北海道立図書館参考調査課
発行 北海道立図書館
〒069-0834 北海道江別市文京台東町 41 番地
TEL 011-386-8521 FAX 011-386-6906
<http://www.library.pref.hokkaido.jp>
e-mail: sancho@library.pref.hokkaido.jp

一般資料のレファレンスは 参考調査課から利用サービス課に

6月から

平成23年6月1日付けで当館の組織機構が変わります。(※)

レファレンス業務の体制については・・・

参考調査課が担当している一般資料のレファレンスについては、奉仕課と参考調査課を一緒にした利用サービス課が担当します。

また、北方資料については、北方資料部が北方資料室に、収集保存課と調査運用課の2課が北方資料課になります。

一般資料・北方資料ともに、レファレンスの業務内容は従来と変わりませんので、今後も照会や相談などどしどしお寄せください。

※ 詳細は、北海道立図書館報第190号（平成23年3月25日発行）、平成23年度北海道立図書館運営計画に掲載しております。

※ いずれも当館HPにおいて公開しています。（トップ>図書館の刊行物）